

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	上筒口 (上筒口)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内で主に栽培している作物は、水稻、飼料米、大豆、小麦である。現在取組を行っているものは、鳥獣被害防止対策、スマート農業、農地の保全・管理、水田の畑地化、飼料用作物の栽培である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業にかかる経費の増加、鳥獣被害の増加が挙げられる。地域内に新規就農者がおり、交流の機会がある。
主な作物:水稻、飼料米、大豆、小麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心となる経営体に積極的に集積することを目指す。また地域の所得向上に向け、法人の強化・集積に取り組みたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域の農事組合法人を中心となる経営体に位置付ける。 ・離農者が出た場合は地域の農事組合法人に集積・集約を図る。今後、法人の発展的相続を図るため、地元企業との協力強化や新規就農者の育成等に力を入れる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
実施予定はなし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①鉄柵等の設置や点検・補修の実施。 ③ドローン等を活用した農薬などの散布。 ⑦中心経営体を中心にした草刈り等による耕作放棄地の保全。 ⑨水田の畑地化、飼料用作物。				